

NO.	回答時期	サービス種別	項目	質問内容	回答内容
1	2009年9月	住宅改修	壁の撤去工事の算定可否	壁の撤去工事について キッチンと部屋との間に壁があり、家族がキッチンで作業中に要介護者の見守り等を行うことに支障があるため、壁を撤去して見守り等の円滑化を図りたいが、住宅改修費の支給工事として対象となるか。	対象外です。 住宅改修費支給の対象となる工事は①手すりの取付け②段差の解消③移動の円滑化等のための床材の変更④引き戸等への扉の取替え⑤洋式便器への便器の取替え⑥①～⑤の改修に付帯して必要な改修です。 お問い合わせの内容の工事は、上記①～⑥に該当しないため、支給対象とはなりません。
2	2010年1月	福祉用具貸与	ショートステイへの持ち込み利用	ショートステイ先へのレンタル用具持ち込み褥瘡ができた短期入所生活介護利用者について、褥瘡部拡大の防止等のため、床ずれ防止用具(装置を備えた空気マット等)が必要である。ショートステイ事業所が用意できない場合、レンタルして持ち込みで利用したいが、持ち込み利用について、介護保険の福祉用具貸与の算定可能か。	基本的に不可ですが、やむをえない場合に限り持ち込み可能です。 厚生省令37号第124条第2項において、短期入所生活介護事業所は、短期入所生活介護を提供するために必要な設備や備品等を備えなければならないと規定されていますので、基本的には、持ち込みしなくても、ショートステイ事業所で用意できるという想定です。 ただし、ショートステイ先に利用者の状態像に適したものがない等、やむをえない場合に限り持ち込み可能です。その場合ケアプランに、持ち込みが必要な理由を記載してください。
3	2010年2月	福祉用具貸与	軽度者の車イス貸与	マンションに居住している要介護1の利用者について、駐車場までの移動において、ある程度の距離があり、歩行器の移動では不安定なため、車イスを貸与したい。 軽度者の例外給付において、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とケアマネジャーが判断すれば給付可能とあるが、上記のケースは「日常生活における移動の支援が特に必要と認められる者」と判断してよいか。	判断できます。 前提として、居室から駐車場までの移動は日常生活範囲と考えられます。 「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とは、利用者の日常生活において、車いすがないと利用者の生活圏域内の移動にどうしても支障が生じる場合を指し、自立支援の観点から車いすを利用することでかえって自立阻害につながる場合を除くと考えます。 本ケースのような居室から駐車場まである程度の距離があり、歩行も不安定であるという条件下であれば、目的(通院等)のための移動に、転倒等の危険のリスクを抱えて長い距離を自力歩行することは自立の助長とは言い難く、この場合は、車いすの利用による安全確保が第一であると考えます。 ただし、最終的には、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断し、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」と判断した理由を計画に記載してください。
4	2010年6月	住宅改修	便器の取替	立ち上がりが困難なため、住宅改修で便器の取り換えを行う際に、掃除口付便器は取り換え可能か。	可能です。 ただし、「便器の取り替え」は立ち上がりが困難な場合を想定して住宅改修の支給対象とされているため、掃除口をつけることが目的であれば、保険給付の対象となりません。
5	2010年8月	住宅改修	引き戸への取替え	以前、介護保険を使わずに住宅を改修して扉を引き戸改築した。引き戸が老朽化し、開けにくくなってきたので、新しい引き戸にしたいが、介護保険の住宅改修の対象になりますか。	新しい引き戸にする理由により異なります。 平成12年介護報酬Q&A Vol.2】において「既存の引き戸が重く、開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。」とあります。 このことから、利用者の状態像により、扉の開閉が困難な場合は支給対象となります。住宅改修が必要な理由書にその旨を明記してください。 ただし、単に古くなったから新しいものに取り替えるという理由だけでは支給対象とはなりません。

NO.	回答時期	サービス種別	項目	質問内容	回答内容
6	2011年2月	福祉用具貸与	点滴ポールの貸与	<p>特殊寝台付属品としての点滴ポールの貸与について            介護保険の福祉用具貸与において、特殊寝台付属品として点滴ポールの貸与をすることは可能か。</p>	<p>基本的に貸与不可だが、個別の事例において用途によっては貸与可能です。            介護保険法第8条12号において、福祉用具は「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう」とあるため、点滴ポールは基本的には治療用等医療の観点から使用するものであり、日常生活上の便宜を図るための用具ではないため、福祉用具貸与の対象外です。            ただし、個別の事例において、点滴ポールが医療の観点から使用するものではなく、胃ろうの方に対する栄養注入等、日常生活の場面で使用するものである場合に限り貸与対象とします。その場合はケアプランにその理由を記載してください。            なお、車いす付属品としての点滴ポールについても同様とします。</p>